

独立行政法人都市再生機構(法人番号1020005005090)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は都市再生事業、賃貸住宅の管理・活用及び震災復興支援等に関する業務を担っており、その業務内容に鑑み、役員報酬の支給水準については独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、民間の動向を幅広く調査した上で行われる人事院勧告、それを踏まえた国家公務員の給与を参考としつつ、当機構の業務の実績を考慮して設定している。

② 令和2年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬のうち、特別手当については、設立当初より独立行政法人評価委員会における業績評価(平成27年度以降は主務大臣が行う業績評価)の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和2年度における改定内容

理事長

副理事長

理事長代理

理事

監事

役員報酬支給基準は、月額及び特別手当から構成されている。月額については、独立行政法人都市再生機構役員給与規程に則り、本給(下表参照)に特別地域手当(横浜市の場合、本給額の100分の16)等を加算して算出している。特別手当についても、独立行政法人都市再生機構役員給与規程に則り、特別手当基準額(本給+特別地域手当+本給×100分の25+本給及び特別地域手当の月額×100分の20)に、6月に支給する場合には100分の170.0、12月に支給する場合には100分の165.0を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額とし、その者の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で理事長がこれを減額し、又は増額することができるものとしている。

なお、令和2年度では、国家公務員(指定職)に準拠した特別手当支給率の引下げ(0.05月)を実施した。

役員の本給月額(令和2年度)

理事長	1,106,000円
副理事長	950,000円
理事長代理	907,000円
理事	822,000円
監事	744,000円

2 役員報酬等の支給状況

役名	令和2年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
理事長	21,779	13,272	6,383	2,124 (特別地域手当)			*
副理事長	18,861	11,400	5,483	1,824 (特別地域手当) 154 (通勤手当)			※
理事長代理A	5,688	2,721	2,532	435 (特別地域手当)		6月30日	
理事長代理B	11,588	8,163	1,966	1,306 (特別地域手当) 153 (通勤手当)	7月1日		
理事A	5,611	2,859	2,295	457 (特別地域手当)		7月15日	◇
理事B	10,586	7,005	2,227	1,121 (特別地域手当) 234 (通勤手当)	7月16日		◇
理事C	5,613	2,859	2,295	457 (特別地域手当) 2 (通勤手当)		7月15日	※
理事D	16,699	9,864	4,744	1,578 (特別地域手当) 297 (通勤手当) 216 (単身赴任手当)			※
理事E	16,329	9,864	4,744	1,578 (特別地域手当) 143 (通勤手当)			◇
理事F	5,611	2,859	2,295	457 (特別地域手当)		7月15日	◇
理事G	16,007	9,593	4,527	1,535 (特別地域手当) 353 (通勤手当)			◇
理事H	5,570	2,823	2,295	452 (特別地域手当)		7月14日	◇
理事I	10,552	7,041	2,227	1,126 (特別地域手当) 158 (通勤手当)	7月15日		◇
理事J	5,151	2,466	2,295	395 (特別地域手当) ▲4 (通勤手当)		6月30日	※
理事K	11,530	7,398	2,139	1,184 (特別地域手当) 660 (通勤手当)	7月1日		※
理事L	10,805	7,005	2,247	1,121 (特別地域手当) 432 (単身赴任手当)	7月16日		※

監事A	千円 14,842	千円 8,928	千円 4,294	千円 1,428 (特別地域手当) 192 (通勤手当)			※
監事B	千円 14,947	千円 8,928	千円 4,294	千円 1,428 (特別地域手当) 296 (通勤手当)			※
監事C	千円 9,595	千円 6,340	千円 2,016	千円 1,014 (特別地域手当) 225 (通勤手当)	7月16日		◇

注1:「特別地域手当」は、国家公務員の地域手当に相当するもので、地域における民間の賃金水準や物価等を考慮して支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額は端数処理の関係で各内訳の合計額に一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長

副理事長

理事長代理

理事

監事

当機構の役員報酬の支給基準の考え方はI-1-①で示したとおりであり、また、令和元年度の業務実績に関する評価において、「全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる」との評価を得ている。これを踏まえた理事長の報酬等の支給状況は、I-2の支給状況で示したとおりであり、参考としている国家公務員の給与（国家公務員指定職8号俸〔事務次官級〕：23,374千円「内閣官房内閣人事局 国家公務員の給与（令和3年版）より引用）及び同規模民間企業の役員報酬（企業規模3,000人以上の企業における役員報酬：55,053千円「令和元年度人事院勧告資料（令和元年8月）3 役員報酬関係」より引用）と比較しても、それ以下となっており、役員の報酬水準については、妥当であると考えます。

【主務大臣の検証結果】

当該法人は、都市再生事業、賃貸住宅の管理・活用及び震災復興支援等に関する業務を担っている。

その業務内容に鑑みれば、I-1-①に示された役員報酬の支給水準の設定の考え方は、通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、国家公務員の給与水準等を考慮して定められており、適当である。

また、I-2の役員の報酬等の支給状況は、当該役員報酬の支給水準の設定の考え方に即しており、令和元年度業務実績評価に鑑みても、法人の検証結果は適当である。

4 役員の退職手当の支給状況(令和2年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
理事長	該当者なし					
副理事長C	3,936	3	0	令和1年7月14日	1.1	※
理事長代理A	4,546	4	0	令和2年6月30日	1.0(仮)	
理事C	1,118	1	1	令和2年7月15日	1.0(仮)	※
理事J	5,160	5	0	令和2年6月30日	1.0(仮)	※
理事M	2,271	2	0	令和1年7月13日	1.1	※
監事D	2,802	3	0	令和1年6月30日	1.0	※
監事E	2,802	3	0	令和1年6月30日	1.0	※

注1： 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注2： 理事長代理A、理事C及び理事Jの「業績勘案率」については、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、暫定的な業績勘案率（1.0）により算出している。

注3—①： 副理事長Cについては、既に仮の業績勘案率により算出した支給額（3,578千円、令和元年度）を当該役員に対して仮支給していたが、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定したことにより確定した退職手当の総額である。

注3—②： 理事Mについては、既に仮の業績勘案率により算出した支給額（2,064千円、令和元年度）を当該役員に対して仮支給していたが、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定したことにより確定した退職手当の総額である。

注3—③： 監事Dについては、既に仮の業績勘案率により算出した支給額（2,802千円、令和元年度）を当該役員に対して仮支給していたが、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定したことにより確定した退職手当の総額である。

注3—④： 監事Eについては、既に仮の業績勘案率により算出した支給額（2,802千円、令和元年度）を当該役員に対して仮支給していたが、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定したことにより確定した退職手当の総額である。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
副理事長C	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルールについて」（平成27年5月25日総理大臣決定）等に基づき算出されており、適当である。 なお、特段の考慮すべき事情等はなかったため、最終算定は1.1と決定した。
理事M	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルールについて」（平成27年5月25日総理大臣決定）等に基づき算出されており、適当である。 なお、特段の考慮すべき事情等はなかったため、最終算定は1.1と決定した。
監事D	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルールについて」（平成27年5月25日総理大臣決定）等に基づき算出されており、適当である。 なお、特段の考慮すべき事情等はなかったため、最終算定は1.0と決定した。
監事E	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルールについて」（平成27年5月25日総理大臣決定）等に基づき算出されており、適当である。 なお、特段の考慮すべき事情等はなかったため、最終算定は1.0と決定した。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬のうち、特別手当について、主務大臣における業績評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができることとしているところであり、今後もこの仕組みを継続する考えである。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当機構は都市再生事業、賃貸住宅の管理・活用及び震災復興支援等に関する業務を担っており、その業務内容に鑑み、職員給与の支給水準については通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、民間の動向を幅広く調査した上で行われる人事院勧告、それを踏まえた国家公務員の給与を参考としつつ、当機構の業務の実績を考慮して設定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

通則法第50条の10第1項に、職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならないと定められており、この規定の趣旨を踏まえ、当機構においては、①勤務実績評価において目標管理的手法を導入するとともに、②人事評価及び勤務実績評価の結果を昇給及び特別手当に反映させることとしている。

また、令和元年度より、通則法第32条の規定による主務大臣が行う業務の実績に関する評価の結果を特別手当に反映させる仕組みを導入した。

③ 給与制度の内容及び令和2年度における主な改定内容

職員の給与は、独立行政法人都市再生機構職員給与規程に則り、職能給、加算給及び諸手当（扶養手当、地域間調整手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、職務給、特殊勤務手当、寒冷地手当及び特別手当）としている。

特別手当については、基礎的支給部分（期末手当相当）と勤務成績反映部分（勤勉手当相当）とし、基礎的支給部分については、基準額（職能給＋加算給＋扶養手当）に100分の125を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤務成績反映部分については、基準額（職能給＋加算給）に支給に係る基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、令和2年度には、①特別手当における基礎的支給部分の支給率引下げ、②特別手当の支給算式の一部を国家公務員に準拠した算式とする見直しを実施した。

2 職員給与の支給状況

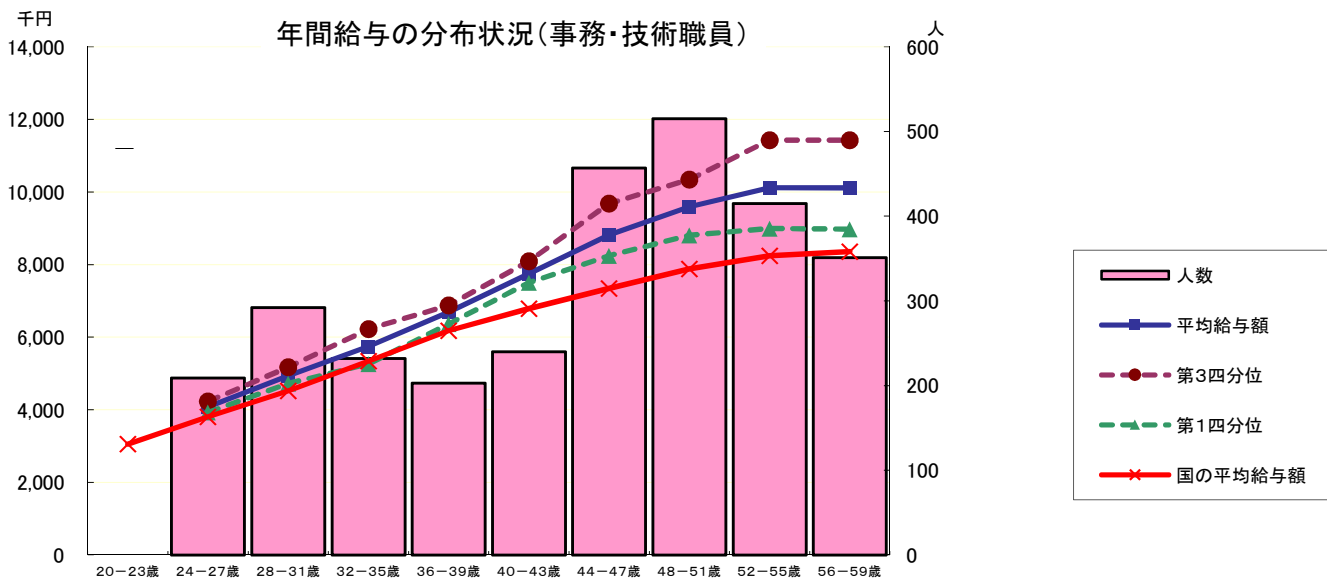
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	人 2,914	歳 44.4	千円 8,270	千円 5,856	千円 184	千円 2,414
事務・技術	人 2,914	歳 44.4	千円 8,270	千円 5,856	千円 184	千円 2,414
再任用職員	人 168	歳 63.2	千円 5,893	千円 4,798	千円 239	千円 1,095
事務・技術	人 168	歳 63.2	千円 5,893	千円 4,789	千円 239	千円 1,095

注1: 該当者がいない区分(在外職員、任期付職員、非常勤職員)については省略している。

注2: 常勤職員及び再任用職員の区分のうち、該当者がいない区分(研究職種、医療職種、教育職種)については省略している。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
本社課長	170	52.7	10,580	12,616～8,761
本社課員	132	30.6	4,976	6,106～3,956

④ 賞与(令和2年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	46.5	41.3	43.8
	最高～最低	59.6～47.3	63.8～48.5	61.7～47.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	55.3	49.7	52.4
	最高～最低	52.2～37.6	64.4～40.6	57.1～40.2

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 117.8 ・年齢・地域勘案 113.0 ・年齢・学歴勘案 113.8 ・年齢・地域・学歴勘案 110.5
国に比べて給与水準が高くなっている理由	<p>【地域学歴を勘案した影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務地による差 ⇒ 国は全国広範囲に所在、機構は主に都市部に所在。 また、本社が横浜市におかれており、本社勤務職員の比較対象が2級地に勤務する国家公務員となる。 〔地域手当4級地以上の支給地に勤務する職員の割合〕 国：49%、機構：87% ・学歴構成による差 ⇒ 〔大卒以上の者の割合〕国：59%、機構：96% 〔大学院修了者の割合〕国：8%、機構：27% <p>※「令和2年国家公務員給与等実態調査」行政職(一)より算出</p> <p>【上記の影響を除いてもなお国家公務員と比較して給与水準そのものが高い理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当機構は都市再生事業等及び賃貸住宅の管理・活用等の業務の実施機関であり、これらの業務を適切かつ円滑に推進するためには、市街地再開発、密集市街地整備や区画整理等の事業手法、あるいは不動産関連法令等に関する専門的な知識が求められるなど、専門性の高い優れた人材を継続的に確保し定着させていく必要があることを考慮する必要がある。 <p>※ 主な資格の取得者数（令和2年11月現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士（補） 19名 ・宅地建物取引士 1,179名 ・マンション管理士 202名 ・管理業務主任者 327名 ・再開発プランナー 162名 ・1級建築士 410名 ・2級建築士 90名 ・技術士 125名 ・土木施工管理技士（1級） 226名 ・被災建築物応急危険度判定士 165名 ・被災宅地危険度判定士 314名 <p>これらの要因により、結果として、上記「対国家公務員指数の状況」となっている。</p>

【同業種の民間事業者の給与水準】

	職員数 【人】	平均年齢 【歳】	平均給与 【千円】
不動産会社A	1,678	40.9	12,734
不動産会社B	903	41.3	12,735
不動産会社C	8,939	42.9	8,508

注：各企業の令和元年度有価証券報告書のデータを元に作成。

給与水準の妥当性の
検証

【支出予算総額に占める国からの財政支出の割合 1.5%】

(国からの財政支出額 230億円、支出総額 1兆5,621億円：令和2年度予算)

国からの財政支出の内容は、住宅政策の要請や、安全で快適な街づくりといった政策目的を達成するため、国の補助要綱に基づく「国庫補助金」として支出されるものであり、当機構の組織運営のためのものではない。

【累積欠損額 計上なし（令和元年度決算）】

累積欠損額については、機構設立時（H16.7）は7,288億円であったが、平成17年7月に経営改善計画を策定し、①キャッシュフローの改善、②バランスシートの改善、③組織のリストラの3つの改善策を柱としてこれを着実に実施してきたところである。

これによって、第1期中期計画期間（H16.7～H21.3）中の1,900億円の削減目標については、これを上回る3,300億円超の削減を達成。また、第2期中期計画期間（H21.4～H26.3）中の2,200億円の削減目標についても、これを上回る2,300億円超の削減を達成し、その後も引き続き削減に努めた結果、第3期中期計画期間（H26.4～H31.3）の最終年度に当たる平成30年度に解消に至った。

	<p>【法人の検証結果】</p> <p>当機構の職員の給与水準の考え方については、Ⅱ-1-①で示したとおりであり、Ⅱ-2の支給状況については、国に比べて若干高い状況にあるが、これは上記の要因によるものである。これらの事情を踏まえれば、Ⅱ-2の支給状況はⅡ-1-①の考え方に即したものであると言えるものであり、引き続き、下記「講ずる措置」のとおり給与水準の適正化についての取組を講じていくこととする。</p> <p>【主務大臣の検証結果】</p> <p>当該法人は、都市再生事業、賃貸住宅の管理・活用及び震災復興支援等に関する業務を担っている。</p> <p>その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①で示された職員給与の支給水準の設定の考え方は、通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して定められており、適当である。</p> <p>また、Ⅱ-2の給与の支給状況は、当該職員給与の支給水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は適当である。</p>
<p>講ずる措置</p>	<p>職員給与については、平成26年度から実施している「給与制度の見直し」（※）に基づき、令和2年度においては、引き続き特別手当における個人勤務成績の反映強化等を推進した。</p> <p>※「給与制度の見直し」（H26.7～）</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、「給与制度の見直し」を実施。具体的には、本給を級毎に定額の職能給及び人事評価の結果により加算する加算給に再編し、下位の級の給与が上位の級の給与を上回らないよう加算給に上限額を設けたほか、管理職について扶養手当を廃止するとともに役職手当を職務給に見直すなど、給与の年功的昇給を見直し、より職務・職責を重視した制度に移行した。なお、制度移行後の職能給及び加算給等が制度移行前の本給等を下回る者に対しては、経過措置としてその差額を調整給として支給していたが、調整給については3年間で段階的に解消することとしており、平成28年度末にすべて解消した。また、特別手当について、加算月数及び配分割合を見直し、個人の勤務成績の反映強化を図った。</p> <p>今後も、給与制度見直しに基づく措置を着実に実施する。</p>

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

○ 22歳 (大卒初任給)

月額 206,400円 年間給与 3,383,000円

○ 35歳 (主査)

月額 355,776円 年間給与 5,987,000円

○ 50歳 (本社課長)

月額 669,696円 年間給与 10,957,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給。
(ただし、管理職には扶養手当は不支給)

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

通則法第50条の10第1項に、職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならないと定められており、この規定の趣旨を踏まえ、当機構においては、①勤務実績評価において目標管理的手法を導入するとともに、②人事評価及び勤務実績評価の結果を昇給及び特別手当に反映させることとしている。

また、平成26年7月に実施した給与制度の見直しにおいて、特別手当における勤務実績評価の反映をこれまで以上に強化する見直しを行い、より個人業績を反映できる仕組みとした。

さらに、令和元年度より、通則法第32条の規定による主務大臣が行う業務の実績に関する評価の結果を特別手当に反映させる仕組みを導入した。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和元年度	令和2年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 26,202,501	千円 26,279,355
退職手当支給額 (B)	千円 1,552,663	千円 2,722,997
非常勤役職員等給与 (C)	千円 419,837	千円 434,220
福利厚生費 (D)	千円 5,555,820	千円 5,524,178
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 33,730,821	千円 34,960,750

注: 中期目標管理法のため中期目標期間の開始年度から当該年度までを記載している。

総人件費について参考となる事項

○ 前年度からの増減要因

令和2年度においては、特別手当における勤務実績反映強化の取組等により、「給与、報酬等支給総額」は前年度比+0.3%となった。また、退職者数の増加等により「退職手当支給額」は同+75.4%となった結果、「最広義人件費」は同+3.6%となっている。

○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成29年11月17日閣議決定）に基づく措置内容

【役員】

平成30年1月以降に退職する役員について、国家公務員に準じた調整率(83.7/100)を設定し、退職手当の支給水準引下げを実施

【職員】

平成30年4月以降に退職する職員について、国家公務員に準じた調整率(83.7/100)を設定し、退職手当の支給水準引下げを実施

なお、措置の実施にあたっては労働組合との交渉期間を確保する必要があったことから、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期（平成30年1月）と異なる結果となった。

Ⅳ その他

特になし。